

# 住宅ローン控除 Q & A



**Q** 住民税の住宅ローン控除額の金額はどう決まるの？

**A** 「住民税の住宅ローン控除額」は、「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額となります。

**Q** どういう場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となるの？

**A** 給与所得者の方については、平成十九年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に



「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となります。

**Q** 平成十九年以降に入居した場合とは？

**A** 「住民税の住宅ローン控除」の適用はありません。別途、所得税において、新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられましたので、所轄の税務署にお問い合わせください。（「従来の方式」と「控除率を引き下げて控除期間を延長する方式（十年から十五年に延長）」の選択制をとる特例が創設されています）

住民税の地震保険料控除が創設されました

近年多発している地震災害を受け、損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。控除については平成二十年度課税分から適用されます。（図②）

住民税の老年者非課税措置廃止の経過措置がなくなります

【平成十七年一月一日時点で六十五歳以上であった方へ】五年一月二日以前に生まれた方に適用されていた住民税の非課税措置が、平成二十年度にはなくなります。（図③）

## ●地震保険料控除 平成20年度課税分から

対象：住宅や家財などの生活資産の地震保険料

控除内容	控除限度額
●地震保険料契約に関する保険料の1/2	25,000円
【経過措置】平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については、従前の損害保険料控除が適用されます	10,000円
●地震保険料と長期損害保険がある場合は、地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計	25,000円

## ●住民税の老年者非課税措置廃止の経過

平成17年度	合計所得金額125万円以下の方	非課税
平成18年度	老年者非課税措置の廃止 ◆経過措置の第1段階として 税額の2/3を減額	課税は1/3
平成19年度	◆経過措置の第2段階として 税額の1/3を減額	課税は2/3
平成20年度～	◆経過措置の廃止	全額負担

農業所得収支内訳書作成  
相談会を開催します



農業所得収支内訳書作成相談会を本庁各支所ごとに行います。詳しくは、十二月二十六日に発行の「お知らせなんたん」支所版をご覧ください。

【お問い合わせ先】

- 市役所税務課 ☎ 〇七七一一六八〇〇〇四
- 各支所地域総務課
- 八木 代 四二二二三〇〇
- 日吉 六八〇〇三〇
- 美山 六八〇〇四〇
- 園部税務署 ☎ 〇七七一一六二一一一九